福岡市公報

令和６年３月29日　号外第８号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福 岡 市 役 所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市立児童発達支援センター条例施行規則の一部改正等（第78号）…… 1

○福岡市児童相談所長事務委任規則の一部改正（第79号）…… 3

規　　則

福岡市立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する等の規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　　髙　　島　　宗 一 郎

福岡市規則第78号

福岡市立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する等の規則

（福岡市立児童発達支援センター条例施行規則の一部改正）

第１条　福岡市立児童発達支援センター条例施行規則（昭和48年福岡市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第16号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第９条を第12条とする。

第８条第１項中「第７条」を「第10条」に改め、同条第２項中「第８条第２項」を「第11条第２項」に、「第７条」を「第10条」に改め、同条を第11条とする。

第７条を第10条とし、第６条を第９条とし、第５条を第８条とする。

第４条中「第６条第１項本文」を「第９条第１項本文」に改め、同条を第７条とし、第３条の次に次の３条を加える。

（使用料）

第４条　条例第４条第２項ただし書に規定する場合の使用料の額は、次のとおりとする。

⑴　平成20年厚生労働省告示第60号（使用薬剤の薬価（薬価基準））に定めのない薬剤を使用した場合　購入価格

⑵　前号以外の場合　そのつど市長が定める額

（手数料）

第５条　条例第５条に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

(1)　普通診断書及びこれに類する文書　１通につき1,000円

(2)　特別診断書等（既往症、経過、現症又は診断結果を詳細に記載する文書）

ア　進学等に要する健康診断書　１通につき1,200円

イ　身体障害者手帳に関する診断書　１通につき1,200円

ウ　年金、生命保険金等の受給に要する診断書　１通につき1,500円

エ　その他　１通につき1,200円

(3)　証明書

ア　所得税法（昭和40年法律第33号）等における医療費控除に要する証明書　１通につき600円

イ　通院に関する証明書　１通につき600円

ウ　その他　１通につき600円

（使用料等の減免）

第６条　条例第６条に規定する使用料及び手数料の減免の措置を受けようとする場合は、使用料等減免申請書により市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請をする場合には、事実を証明する書類を添付しなければならない。

第12条の次に次の１条を加える。

（申請書の様式）

第13条　この規則の規定による申請に関し作成する申請書の様式については、市長が別に定める。

別表中

「

福岡市立心身障がい福祉センター児童発達支援センター（知的障がい児部門）	30人
福岡市立心身障がい福祉センター児童発達支援センター（難聴幼児部門）	30人

」を

「

福岡市立あゆみ学園	40人
福岡市立心身障がい福祉センター児童発達支援センター	100人

」に

改める。

（福岡市立医療型児童発達支援センター条例施行規則の廃止）

第２条　福岡市立医療型児童発達支援センター条例施行規則（昭和48年福岡市規則第24号）は、廃止する。

附　則

（施行規則）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に、福岡市立医療型児童発達支援センターにおいて診療を受けた児童に係る使用料並びに診断書及びこれに類する文書等の交付を受けた者に係る手数料については、なお従前の例による。

福岡市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　　髙　　島　　宗 一 郎

福岡市規則第79号

福岡市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

福岡市児童相談所長事務委任規則（昭和47年福岡市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第２条中第１号から第３号までを削り、第４号を第１号とし、第５号から第44号までを３号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

印刷所 松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を
使用しています